

騒音規制法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域及び騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域を定めることについて

(平成26年1月1日滝沢市告示第1号)

(令和2年3月19日滝沢市告示第32号)

(騒音規制地域の指定)

- 1 法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄に定める地域とする。

区域の区分	地域の区分
第1種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第2種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められている地域をいう。

(騒音規制基準の設定)

- 2 法第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準は、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の昼間、朝及び夕又は夜間の各欄に定めるとおりとする。ただし、同表に掲げる第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における当該規制基準は、同表の各欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。

時間の区分 区域の区分	昼間（午前 8 時から午後 6 時まで）	朝（午前 6 時から午前 8 時まで） 夕（午後 6 時から午後 10 時まで）	夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時まで）
第 1 種地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種地域	70 デシベル	65 デシベル	55 デシベル

- 備考 1 この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域とは、第 1 項に規定する第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域をいう。
- 2 区域の区分の変更により規制基準がきびしくなる区域内に設置されている特定工場等に対する法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、区域の区分の変更の日から 1 年間は、従前の区域の区分による規制基準による。ただし、当該特定工場等を設置している者が、当該区域の区分が変更になった日以後に法第 8 条第 1 項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から 30 日を経過したときは、この限りでない。
- 3 デシベルとは、計量法（平成 4 年法律第 51 号）別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第 71 条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特定を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

(特定建設作業の騒音規制基準)

- 3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号に該当する区域は、第 1 項に規定する区域のうち次に掲げる区域とする。
- (1) 第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域
- (2) 第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム

の敷地の周囲 80メートルの区域内の区域

(自動車騒音の限度)

- 4 法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域は、次の表の左欄に掲げる区域の類型ごとに同表の右欄に定める地域とする。

区域の類型	区域の類型を当てはめる地域
a	第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b	第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域
c	第3種区域及び第4種区域

- 備考1 この表において、第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域とは、第1項に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域又は第4種区域をいう。
- 2 この表において、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、それぞれ都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいう。